令和７年度　小美玉市地域おこし協力隊募集要項【いちご、水稲栽培】

１　募集の趣旨

　　本市は、人口が2024(令和６)年４月１日現在で48,547人、東京都心から北東へ約80㎞、茨城県のほぼ中央に位置しており、東京圏や県内観光地へのアクセスが非常に良い地域です。市内にある茨城空港を利用した国内外への旅行なども気軽に楽しめます。

本市は、古くから酪農や養鶏などが盛んで、県内生産量トップクラスの生乳を使用した乳製品などが有名です。農業も盛んな地域で、いちごや水稲の他、れんこん・にらなど、彩とりどりの農産物が生産されています。

しかしながら、現在、農業従事者の高齢化等による農業者数の減少により、今後、耕作放棄地の増加や農業生産量の減少等が見込まれることが、地域の課題となっています。

そこで、本市の農業従事者の増加を図るため、減農薬栽培で栽培した良質で安

全な「いちご」と「水稲栽培」の新規就農を目指す「小美玉市地域おこし協力隊」

を募集します。

２　主な活動内容

　【農業関係】

　（１）施設園芸(いちご)及び水稲の栽培

　（２）農業経営に必要な知識や技術の習得

　（３）栽培施設の維持管理

　【その他の活動】

（１）いちご及び水稲のPR及び販売促進

（２）隊員活動や市の魅力に関する情報発信

３　募集人員

　　２名　※夫婦での申込みも可能です。

４　募集対象者

下記（１）～(９)の要件を満たす方

（１）下記のア、イ、ウのいずれかの要件を満たす方

ア　３大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以

　外の区域又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定

する指定都市に現に住所を有する方

　　※ここでいう３大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、

愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県のうち、平成17年度と

平成27年度の国際調査結果を比較した場合に、人口減少率が11パーセント未

満の市町村を指します。ご自身の現住地が上記に該当するかどうかご不明な

場合には、お問い合わせください。

イ　地域おこし協力隊として２年以上の経験があり、かつ解嘱から１年以内の

　方

ウ　JETプログラム参加者としての活動を２年以上、かつJETプログラムを終了

した日から１年以内の方

（２）採用後、生活の拠点を小美玉市に移すとともに小美玉市に住民票を異動す

ることができる方

（３）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事由に該当

しない方

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）

第２章第２号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員

に該当しない方

（５）心身ともに健康で、地域住民と協力しながら意欲と情熱をもって活動に取

り組み、誠実に活動を遂行できる方

（６）地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーション

を図りながら、地域住民・関係団体とともに地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方

（７）地域おこし協力隊としての活動期間終了後も小美玉市に定住し、起業・就

業・就農しようとする意思がある方

（８）普通自動車運転免許証を有しており、自動車の運転ができる方

（９）パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、メール対応等）及びSNSの

活用ができる方

５　活動地域

　　小美玉市内の農地ほか市内全域

６　勤務時間

月140時間程度（１日当たり７時間、週35時間の活動を原則とします）

※ミッションによって繁忙時期と閑散時期があり、勤務時間は流動的です。

※土日・祝日又は勤務時間外に勤務した場合には、週の勤務時間内で調整します。

７　報酬等

　　報酬及び社会保険等の条件は以下のとおりです。その他の条件は小美玉市会計年度任用職員関係規定の定めによります。

（１）報酬　月額214,200円程度(月20日間程度勤務）

※給与改定等により変動する場合があります。

（２）手当等　市の基準により、以下の手当を支給

　　　・期末・勤勉手当　年２回（６月及び12月）

（３）休暇　年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、忌引休暇等）

（４）社会保険等　厚生年金保険、健康保険、雇用保険等に加入していただきます。

（５）住宅補助　月額65,000円（管理料、駐車場等を含む）を上限に市が住宅を借り上げます。（転居にかかる費用や生活必需品、水道光熱費等については自己負担になります。）

（６）車両補助　活動に必要な車両（軽トラック等）を市が借り上げます。（燃料費､自動車保険を含む。）

（７）活動経費等　活動に必要な作業道具、消耗品購入、研修参加費、旅費等は予算の範囲内で支給します。

（８）その他

①業務に支障がない範囲において兼業も可能です。

②地域おこし協力隊員の任期２年目から任期終了後１年以内に当市で就農する者又は事業を引き継ぐ者の起業・事業承継に要する経費については、100万円を上限として支援。

③本市独自の支援（最大100万円(対象経費10分の３)）及び経営開始資金補助制度については、就農条件によっては活用できる場合があります。

④独立後も継続して農業経営が行えるよう、様々な研修機会を提供します。

８　任用形態

　　小美玉市会計年度任用職員（魅力発信課所属）

９　任用期間

　　採用日（令和７年４月１日を予定）から１年以内。ただし年度ごとの更新により最長３年まで延長できるものとします。

※年度ごとに更新可否を判断し、最長３年間活動を延長することができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

１０　募集期間

　　令和６年11月●日（●）～令和７年１月15日（水）

１１　応募方法

（１）提出書類

　　　ア　小美玉市地域おこし協力隊応募申込書（別記様式）

　　　イ　普通自動車運転免許証の写し

（２）応募先及びお問い合わせ先
〒319-0192　茨城県小美玉市堅倉835番地

小美玉市役所市長公室魅力発信課

　　 TEL：0299-48-1111

　　 FAX：0299-48-1199

　　 MEIL:miryoku@city.omitama.lg.jp

HP ：<http://www.omitama.lg.jp>

　（３）提出方法

　　　メール、郵送または持参

持参の場合は平日8:30～17:15までの受付とします。

１２　選考

（１）第一次選考

　書類選考を行います。選考結果の合否は文書で通知します。

　（２）オンライン面談　※選考ではありません。

　　　第一次選考合格者に対し、オンラインで面談を行います。

（３）第二次選考

　　第一次選考合格者を対象に、小美玉市役所にて対面で面接を行います。

　　日程：令和7年2月上旬頃

（４）最終選考結果の通知

第二次選考終了後、選考結果の合否は文書で通知します。

選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、予めご了承

ください。

　　１３　留意事項

　　　・提出いただいたすべての書類は返却いたしません。

　　　・応募及び選考に係る経費（郵送料、交通費等）は、応募者の負担とな

ります。